

< 助成制度と補助事業 >

1. 助成制度

コージェネレーションシステムの導入促進のために以下の助成制度が用意されている。  
 なお、検討の際には窓口までご確認ください。

1.1 金融上の助成措置（財政投融资；平成 18 年度）

< 大企業用 > 下記の事業の設備導入を行う場合、政策に見合った低利融資を受けることができる。  
 （金利水準の低いものから 、 、 ）

対象事業	金利	融資比率
総合省エネルギー推進事業 (1) 省エネルギー推進事業 省エネルギー事業とは以下の事業を指す。		50%
エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき承認を受けた事業者等が建築物の建築（増改築を含む）を行う場合において、承認設備等の設置又は改善を行う事業で、承認事業計画においてエネルギー使用の合理化に資するものとして特定されている事業	政策金利	
エネルギー等の使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という）に基づき、オフィスビル、デパート、ホテル等の設置者が作成する中長期計画達成に必要な建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資する事業	政策金利	
省エネ法に基づき特定機器の判断基準を満たす機械器具等（以下、「トップランナー機器」という。）の製造設備の設置又は改善を行う事業	石特会計からの利子補給がある。（利子補給を受けるものに限り政策金利）	
産業部門以外でエネルギー利用効率が10%以上向上する事業		
一次エネルギー利用効率が60%以上で、出力50kW以上のコージェネレーションシステム設備事業	政策金利	

<p>( 2 ) 産業部門省エネルギー推進事業</p> <p>以下の事業で、年間原油換算 100kl 以上に相当するエネルギー削減可能となるもの</p> <p>( エネルギー有効利用 )</p> <p>ア. 廃熱等の未利用エネルギーを改修するための負荷設備又はエネルギーの使用効率を改善するための設備の設置を行う事業 ( ESCO事業・ESP事業を含む ) でエネルギー使用効率が 10%以上向上するもの</p>	<p>政策金利</p> <p>( 石特会計から利子補給がある。ESCO事業・ESP事業に限り政策金利 )</p>	
<p>( エネルギー有効利用型産業用承認設備導入促進 )</p> <p>イ. エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき承認を受けた事業者が工場又は事業場において承認設備の設置又は改善を行う事業で、承認事業計画においてエネルギー使用の合理化に資するものとして特定されているものに係るもの。</p>	<p>政策金利</p> <p>( 石特会計から利子補給がある。利子補給を受けるもの、ESCO事業・ESP事業に限り政策金利 )</p>	
<p>( 3 ) 建築物省エネルギー推進事業</p> <p>省エネ性能の向上に資する改修事業 ( ESCO事業・ESP事業に限る )</p>	<p>政策金利</p> <p>( 石特会計から利子補給がある。利子補給を受けるものに限り政策金利 )</p>	
<p>燃料電池整備事業</p> <p>( 出力100kW以上で、廃熱を利用し、一次エネルギー利用効率が 60%以上のもの )</p>	<p>政策金利</p>	40%
<p>バイオマスエネルギー整備事業</p>	<p>政策金利</p> <p>( 平成18年度末までに限り政策金利 )</p>	

問い合わせ先：

日本政策投資銀行環境・エネルギー部 TEL.03-5543-1620 <http://www.dbj.go.jp>

沖縄振興開発金融公庫産業開発課 TEL.098-867-6614 <http://www.okinawakouko.go.jp>

国土交通省住宅局建築指導課 TEL.03-3501-8111 <http://www.mlit.go.jp>

資源エネルギー庁省エネルギー対策課 TEL.03-3501-9726 <http://www.enecho.meti.go.jp>

< 中小企業用 > 特定の省エネルギー設備を設置する方は、低利融資を受けることができます。

融資期間：15 年以内

融資利率：特別利率低いものから となる。

貸付方法：直接貸付及び代理貸付

対象事業	金利
(エネルギー有効利用促進) 省エネルギー施設を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金(特定設備については、リース・レンタル用に用いる場合、及び、ESCO事業者がリース・レンタル用に取得する場合を含む。)	特別利率 (限度額：2億7千万円)

問い合わせ先：

中小企業金融公庫東京相談センター TEL.03-3270-1260 <http://www.jasme.go.jp>  
 国民生活金融公庫東京相談センター TEL.03-3270-4649 <http://www.kokukin.go.jp>  
 沖縄振興開発金融公庫中小企業課 TEL.098-867-6615 <http://www.okinawakouko.go.jp>  
 資源エネルギー庁省エネルギー対策課 TEL.03-3501-9726 <http://www.enecho.meti.go.jp>

2. 2007年度(平成19年度)コージェネレーションシステムに関連する補助金の概要>

下記に補助金の予算額、補助内容の概要について掲載するので参考にされたい。なお、制度の詳細については、各申請先にお問い合わせ下さい。

名称	新規/継続	申請先 (予算原課)	補助内容	補助金額 (億円) (2007年度)
新エネルギー事業者 支援対策事業	継続	資源エネルギー庁新エ ネ対策課	・10kW以上3,000kW未満(単機出力)の 天然ガスコージェネレーション導入費用に 対する補助(補助率1/3以内、上限5億円) ・容量別発電効率基準あり。原油換算50kl /年以上のバイオガスを活用する場合はバ イオガス製造設備も補助対象	351.8
エネルギー使用合理 化事業者支援事業	継続	NEDO (資源エネルギー庁省 エネ対策課)	・既設の工場、事業所における省エネ設備・ 技術の導入事業(省エネ効果・費用対効果 の高いもの)に対する補助 ・単独事業は補助率1/3以内(上限は一般 事業：5億円、大規模事業：15億円)、連 携事業は補助率1/2以内(上限は単独事業 者：5億円、複数事業者：15億円)	286.2
地域新エネルギー導 入促進事業	継続	NEDO (資源エネルギー庁新	・地方公共団体または非営利民間団体が主 体的に実施する先進的かつエネルギー・環	44.6

		エネ対策課)	境対策への貢献が見込まれるもの(地方公共団体の関与が強い場合は補助率 1/2 以内、それ以外は 1/3 以内) ・対象設備や要件等は「新エネルギー事業者支援対策事業」と同様。	
天然ガス型エネルギー面的利用モデル事業	新規	都市ガス振興センター (資源エネルギー庁ガス市場整備課)	・天然ガスコージェネの排熱または排熱を利用して発生させた冷温熱を複数建物間において利用するシステムのモデル事業 ・設備費の 1/3 以内の補助(上限 2 億円/件)	4.5
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)	継続	都市ガス: 都市ガス振興センター LPガス: 日本LPガス団体協議会 (資源エネルギー庁省エネ対策課)	高効率給湯器(潜熱回収型給湯器又はガスエンジン給湯器)の導入を行う者に対して補助金を交付。	都市ガス: 48(内ガスエンジン給湯器 28.9) LPガス: 9.86
エネルギー供給事業者主導型総合エネルギー事業	継続	NEDO (資源エネルギー庁省エネ対策課)	・地方公共団体と連携し、2 以上の建物等に対して省エネルギー設備を導入する事業及び当該事業広報事業に対する補助(補助率 1/2 以内、上限無し) ・1 建築物あたり原則として原油換算 100kl 程度/年、及び削減率 10%程度/年以上が必要	6.2
エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業	継続	都市ガス振興センター (資源エネルギー庁ガス市場整備課)	・石炭、石油、灯油を燃料とする設備(原油換算基準 50kl/年)を天然ガスへ燃料転換した際の設備費に対する補助 ・補助率は設備費の 1/3 以内、上限 1.8 億円/件	55.4

注 1) 新エネルギー事業者支援対策事業については、新エネ部会において新エネ定義の見直しが行われたが、2007 年度についてはこれまでの制度が踏襲されている。

注 2) 昨年度まで石油連盟にて実施の「環境対応型高効率エネルギーシステム導入補助事業」は、石油連盟での募集は平成 18 年度で終了し、平成 19 年度以降は NEDO 技術開発機構が交付窓口の「エネルギー使合理化事業者支援事業」に移管された。

(CGC NEWS 6月号)